

資料3 ICチップ空き領域の利活用にあたっての検討事項(案)

本検討会において検討いただきたい事項

フェーズ1 (手続の簡素化)	Step 1 基本コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 論点1 自動車検査証の電子化に伴う手続フロー 論点2 自動車検査証の電子化の方式 (ICカード…) 論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体 論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保 論点5 導入時期 論点6 導入コスト 論点7 検査標章
	Step 2 技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> 論点8 セキュリティー対策 論点9 電子化の方式を踏まえた性能要件・システム要件等
フェーズ2 (更なる展開)		<ul style="list-style-type: none"> 論点10 電子化する情報の範囲 論点11 将来的な活用のあり方

IC自動車検査証の利活用イメージ

ポイントサービスの基盤

- ✓ 整備工場における点検・整備等に応じたポイントサービス
- ✓ ガソリンスタンドにおけるガソリン購入量、タイヤ交換等に応じたポイントサービス



官民さまざまなプレイヤーによる利活用を促進

その他の利活用策

- ✓ 新車販売時に車両の点検サービスをパック販売した際の点検チケット代わりとしてのICチップの活用

メンテナンスパックチケット



自動車ユーザーの利便性向上

自動車関連産業の生産性向上

- IC自動車検査証の利用にあたり、自動車ユーザーの利便性向上及び自動車関連事業者等における作業効率の向上を目的として、IC自動車検査証の利活用方策について検討を進めてはどうか。
- また、利活用方策を実現するために必要な検討事項(案)として、制度面、技術面、運用面の観点から検討してはどうか。
- あわせて、IC自動車検査証の利活用に関する広報についても検討してはどうか。

【制度面】

論点1 利活用事務の範囲

論点2 利活用事務の主体の範囲

論点3 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み

【技術面】

論点4 利活用方式

論点5 IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件

論点6 IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準

【運用面】

論点7 利活用事務の各段階の留意点

＜令和元年5月公布＞

【「道路運送車両法の一部を改正する法律」により改正された道路運送車両法】

【参考(自動車検査証のICカード化に係る条文)】

(自動車の検査及び自動車検査証)

第五十八条 略

2 略

3 自動車検査証は、特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて国土交通省令で定めるものが、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、自動車検査証記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の自動車検査証記録事項の安全管理を図るため必要なものとして国土交通大臣が定める基準に従つて自動車検査証を取り扱わなければならない。

検討いただきたい事項(案) ①

制度面における検討事項

論点1 利活用事務の範囲

- ・ IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用事務の範囲を検討する。

論点2 利活用事務の主体の範囲

- ・ IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用主体の範囲を検討する。

論点3 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み

- ・ IC自動車検査証の利活用事務及び利活用事務の主体に関し、国による関与の要否を検討する。
- ・ 利活用事務の実施が認められる要件及びそのチェックの仕組みを検討する。
- ・ 利活用事務の実施者に対する管理・監督の要否を検討する。

検討いただきたい事項(案) ②

技術面における検討事項①

論点4 利活用方式

- ・ IC自動車検査証の利活用を実現する手段として、以下の方式が考えられる。他の論点の整理を踏まえ、どのような方式が適当か、検討する。

方式パターン	説明	対象の情報
(1) ICカードキー情報の利活用	ICカードの空き領域に、 <u>利活用するためのキー情報(ID等)</u> を格納して利活用する方策。 自動車検査証情報そのものではないが、車体を一意に特定して実施する業務等において、利活用が想定される。	官民の各種サービスに紐づけるキー情報
(2) 自動車検査証情報以外の利活用	ICカードの空き領域に、 <u>自動車関連情報等を格納して利活用する方策</u> 。 自動車検査証情報そのものではないが、車検証とあわせて管理することが有益な情報・業務において、利活用が想定される。 また、空き領域にデータを格納することにより、手元のICカードの情報を読み取るだけで(ローカル環境)利用が可能。	官民の各種サービスが取り扱う情報
(その他) IC自動車検査証情報の利活用	ICカードに格納された <u>自動車検査証情報</u> を読み取り、利活用する方策。 現状、紙の自動車検査証を用いて入力等を実施している業務において、利活用が想定される。	自動車検査証情報

検討いただきたい事項(案)③

技術面における検討事項②

論点5 IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件

- ・ IC自動車検査証を利活用する際に、システムにおいて国交省が実施すべき技術的措置及び利活用者側に求める環境・技術的条件を検討する。

論点6 IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準

- ・ IC自動車検査証の利活用者における、記録事項の漏洩、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置の基準を検討する。






検討いただきたい事項(案) ④

運用面における検討事項

論点7 利活用事務の各段階の留意点

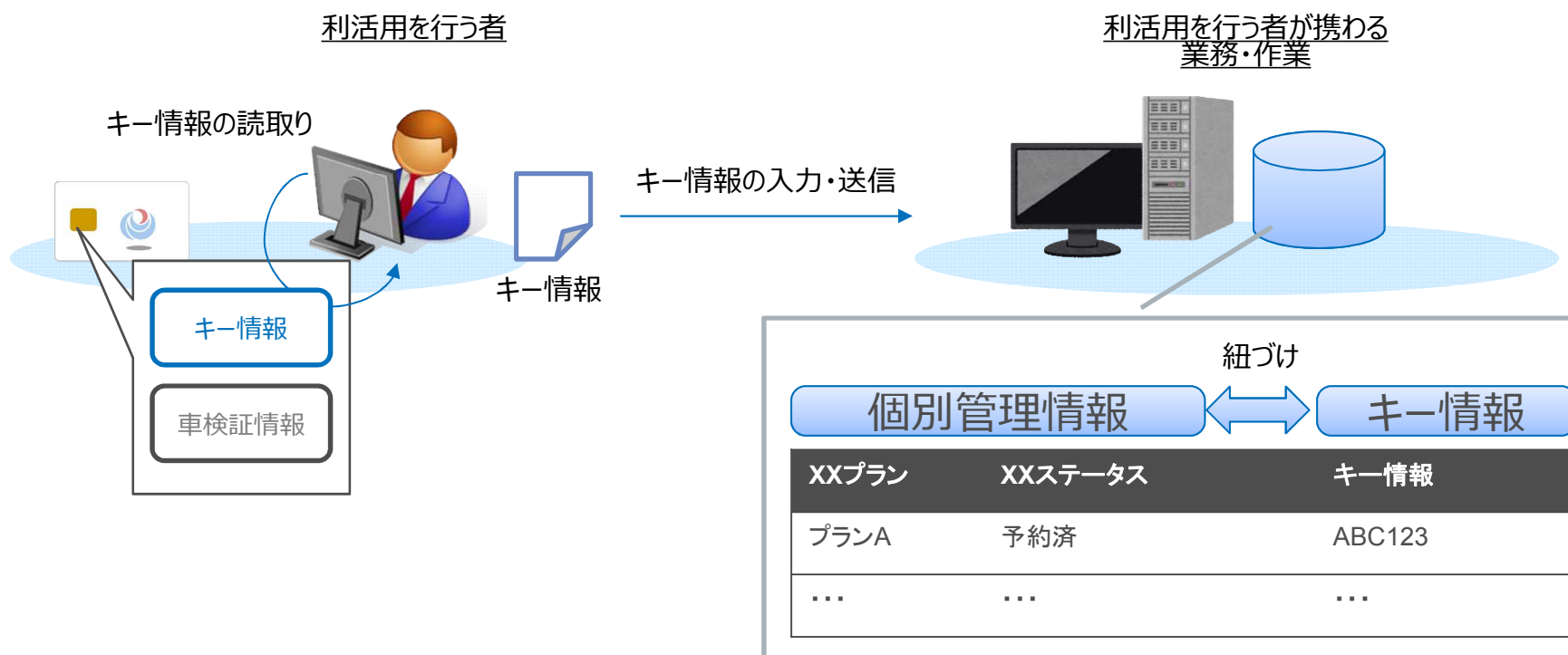
- ・ IC自動車検査証の利活用事務の各段階における留意点について検討する。

例) 利活用事務を利用申込み・承認・利用・監督・利用の終了の5段階に分解した場合の留意点

利活用事務	論点留意点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ IC自動車検査証の利活用者による、申込手続を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与が必要である場合、利活用の承認及び取消等の業務の運営主体を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ IC自動車検査証交換時(車検証交付時、故障交換時等)の利活用領域の運用方法を検討する。 ・ IC自動車検査証の利活用シーンごとの情報の管理主体を検討する。 ※情報の所有者／書き換え・更新主体等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ IC自動車検査証の利活用者において不適切な利用があった場合の措置を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準に適合しなくなった場合の取り消し方法を検討する。

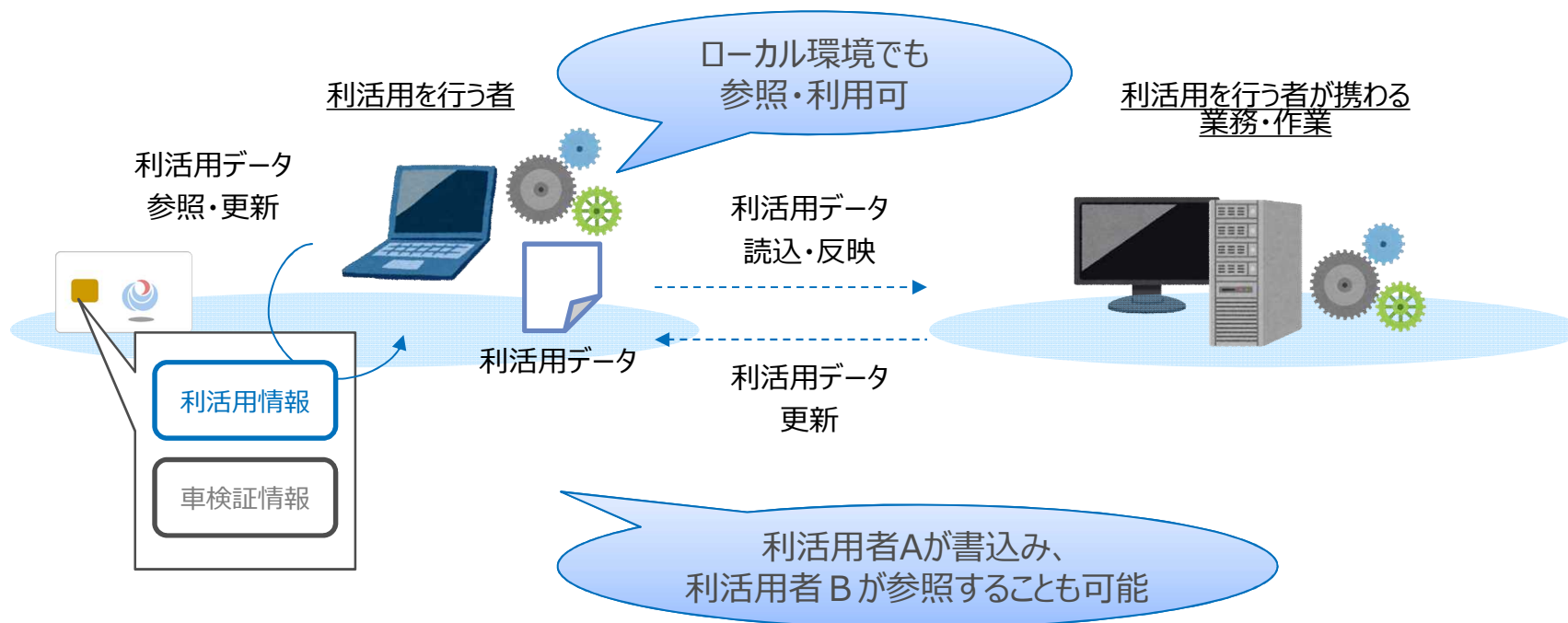
(参考)ICカードキー情報の利活用

- ICカードの空き領域に格納されたキー情報（カードまたは車両の単位で一意的に識別可能な情報）を読み取り、他のシステム／サービスと紐づけて連携する方式。
- 様々な団体等が管理・保有する個別の管理情報等とキー情報を紐づけて利用することができるなど、車検証とセットで実施する業務・作業、個々の車両の利用シーンにおいて提供される様々なサービスにおいて利活用が期待される。



(参考)車検証情報以外の利活用

- ICカードの空き領域に任意の利活用データ（容量制限あり）を格納し、参照可能とする方式。
- ICカードを記憶媒体の一種として、ネットワーク環境がなくても格納された情報を参照して利用することができ、車検証（または車体等）とセットで管理・携行する必要のある情報等を格納する利活用が期待される。
- なお、ICカードへのデータ書き込み・更新・削除等により、ICカード自体とシステムの利活用データが分散することが想定され、情報内容が同期しないことに留意する必要がある。



(参考)ICカード車検証情報の利活用

- ICカードに格納された「車検証情報」を読み取り、電子データ（XML、JSON等）として取得して活用する方式。
- 取得した車検証情報を、電子的に他のサービスや業務で利用（読み込み、反映）することができるなど、車検証を利用している業務・作業の効率化や、新たに電子的な車検証情報を利用することによる利活用が期待される。

